

## 特記仕様書

工事番号	23-A62W
工事名	平成23年度京都縦貫自動車道関連 市森地区処理施設解体工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 市森 地内
工期	契約日の翌日から ～ 平成24年3月30日まで

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）及び土木工事施工管理基準（京都府）」（以下「共通仕様書」という。）、「建築物解体工事共通仕様書平成18年度版（国土交通省）」により施工するものとする。

第2条 「土木工事共通仕様書（案）及び土木工事施工管理基準（京都府）」、「建築物解体工事共通仕様書平成18年度版（国土交通省）」の重複する項目については、本特記仕様書並びに「土木工事共通仕様書（案）（京都府）」を優先する。

第3条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

### 第1章 総則

#### 第1編 1-1-6（施工計画書）

共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画書を提出すること。なお、施工計画書は工事着手前に提出するものとする。

#### 第1編 1-1-10（工事用地等の使用）

（工事用地区域外への立ち入り）

工事用地以外の区域へ立ち入りする際は、必ず所有者の承諾を得ること。

#### 第1編 1-1-10（工期設定）

本工事の工期は、作業期間内の雨天日（降水、降雪）、及び休日等を見込んでいる。なお、休日等には日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇の他、全土曜日を見込んでいる。

#### 第1編 1-1-23（工事現場発生品）

撤去により生じた現場発生品（水道メーター）は、水道課へ引き渡すこと。

#### 第1編 1-1-24（建設副産物）

1 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「処理委託契約書」により委託契約すること。

## 2 特定建設資材の分別解体等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 分別解体の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他(舗装工)	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

### 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

受入施設		指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
会社名	処理場所在地			
共栄建設(株)	京丹波町新水 戸白次郎 13-3 ほか	コンクリート塊（無筋）	受入時間：8時～17時 受入休止日：— 最大粒径：50cm以下	2.4 km

(株) 宏誠	南丹市日吉町 志和賀大物 1-1 ほか	コンクリー ト塊 (有筋)	受入時間：7時～19時 受入休止日：— 最大粒径：—	7.2km
寺尾道路 (株)	南丹市園部町 上木崎町峠尻 30-13 ほか	アスファル ト	受入時間：8時～17時 受入休止日：— 最大寸法：40*40*40cm 以下	4.5km

#### 建設副産物（特定建設資材廃棄物以外）の搬出

本工事の施工により発生する建設副産物は下表の場所に搬出するものとする。

受入条件は下表のとおりである。

また、搬出に先立ち、受入施設に指定副産物の受入条件等を確認し、適正に処理を行うこと。

当該内容の変更にあたっては、監督職員と協議するものとする。

指定副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
廃プラスチック 石こうボード 木毛セメント 混合廃棄物（金 属、廃プラ）	福知山市字正明 寺小字向野15-2 (株)近畿環境開 発	受入時間：8時半～16時半 受入休止日：— 月曜日～土曜日（祝不可）	産廃課税無し	40.2km
グラスウール	南丹市園部町高 屋西谷1 (株)カンパリサイクル プラザ	受入時間：8時～20時 受入休止日：— 月曜日～土曜日（祝不可）	産廃課税有り	14.4km
ガラス 陶磁器 スクラップ（鉄 くず、非鉄くず ）	南丹市日吉町志 和賀大物1-1 宏誠 (株)	受入時間：終日 受入休止日：—	産廃課税無し 19時以降夜間料金	7.2km
石綿含有成形 板	京丹波町猪鼻冠 石2-1 (株)京都環境保 全公社	受入時間：9時～16時半 受入休止日：— 毎週 火・水・金曜日	産廃課税有り	15.4km
伐採木	南丹市園部町埴 生屋本4-1 (有) 山陰土建	受入時間：8時～17時 受入休止日：— 月曜日～土曜日（祝不可）	産廃課税無し	15.7km

なお、次の場合は金額変更を伴う設計変更の対象とする。

- 1) 受入施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合
- 2) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なった場合
- 3) 処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合

## 建設発生土の搬出

### 1 建設発生土については、指定処分とする。

#### (1) 受入条件

指定処分の受入条件は、次のとおりとする。

建設発生土	受入場所	受入不適なもの	受入期間及び受入時間	土質条件	その他の受入条件	距離
建設発生土	南丹市園部町 上木崎町砂尻 19番 寺尾道路(株)	30cm以上の岩、ガレキの類、土砂以外の廃棄物	午前8時～午後5時まで	砂質土 レキ質土 粘性土	日祝日、年末、年始、GW、盆等の休日は受入を中止する。	4.5 km

なお、建設発生土については、受入条件等により本指定地に搬出が困難な場合は、受注者の責任で森林法・農地法・都市計画法、京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）等に従い適正に処理できる搬出地を選定し、事前に監督職員に書面で協議の上、承諾を受けるものとし、設計変更の対象とする。

#### (産業廃棄物税)

本工事で発生する産業廃棄物のうち、京都府内の最終処分施設に搬出する産業廃棄物については、「京都府産業廃棄物税条例」に基づく産業廃棄物税が課税されるので適正に対処するものとする。

なお、本工事では産業廃棄物税相当額を見込んでいます。

#### 産業廃棄物運搬車輛の表示等

##### (1) 自己(社)運搬の場合

①収集運搬車輛の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JISZ8305 140ポイント以上（5cm以上））
- ・事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））

②収集運搬車輛は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

- ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

##### (2) 許可業者に運搬を委託する場合

①収集運搬車輛の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JISZ8305 140ポイント以上（5cm以上））
- ・事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- ・統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3cm以上））

②収集運搬車輛に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

##### (3) 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車輛への表示状況が確認できる写真を提出すること。

#### 第1編 1-1-2 5 (監督職員による検査(確認を含む)及び立会い等)

受注者は共通仕様書によるほか、処理施設水槽部の解体完了後から埋戻着手前においても段階確認を受けなければならない。

#### 第1編 1-1-2 6 (数量の算出及び出来形図)

(出来形数量の提出)

受注者は、出来形数量及び出来形図を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。

#### 第1編 1-1-3 1 (施工管理)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

#### 第1編 1-1-3 4 (工事中の安全確保)

(近接施工)

①本工事区間に隣接した施設を確認し、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会いのうえ、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行ったときは、「立会い打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策の変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

②受注者の席により、隣接した施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置を取り、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

③配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所と事故防止対策について協議すること。

(道路付属物並びに占用物件の処置)

工事施工のため支障となる道路の付属物ならびに占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と打ち合わせを行うものとする。

(床掘法面)

床掘法面において、関係機関との打合せにより、危険防止の安全対策等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(安全・訓練等)

##### ①安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育。

- 2 本工事内容等の周知徹底。
- 3 本工事における災害対策訓練。
- 4 本工事現場で予想される事故対策。
- 5 その他、安全・訓練等として必要な事項。

②安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況は工事打合せ簿に記録し、報告すること。

第1編 1-1-36 (後片付け)

受注者は、工事の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸、各種の仮設物、及び解体等により発生した廃棄物を片付けかつ撤去し、現場および工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

第1編 1-1-38 (環境対策)

(排出ガス対策型建設機械)

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、設計変更するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタショベル（車輪式）</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機（可搬式）</li> <li>・空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・油圧ユニット</li> </ul> <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：</p> <p>油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</p>	<p>ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5KW以上、260KW以下） を搭載した建設機械に限る</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	
---	--

(騒音・振動対策)

本工事は騒音・振動対策として圧砕機による解体を標準としている。新たに騒音・振動防止の対策が必要な場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導員の有資格)

1 本工事に配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置することとする。

但し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、主任監督員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料により交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と認めたものについてはこの限りではない。

資 格	資 格 条 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業法における警備員指導教育責任者資格証の交付を受けている者。</li> <li>・警備業法における指定講習を修了した者。</li> <li>・警備業法における基本教育及び業務別教育を(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験数)が1年以上である者。</li> </ul>

2 受注者は、交通誘導警備検定合格証(写し)又は交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する交通誘導員と確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

3 交通誘導員については、出入り口に1名配置するものとして計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

第1編 1-1-4 2 (諸法令の遵守)

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車輛法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車輛の緒元について当該法律を遵守しなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1編 3-1 (適用)

(レデジャーミクストコンクリート)

本工事に使用するレディーミクストコンクリートは、次の規格のものとし、スランプの許容範囲は±2.5cmとする。

なお、生コンクリート工場については、監督職員の承諾を得ること。

記号	生コンクリート 呼び強度	設計基準 強度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	水セメント 比(W/C)	備考

180-8-40	18N/mm <sup>2</sup>	18N/mm <sup>2</sup>	8cm	40mm	60%以下	管路工
----------	---------------------	---------------------	-----	------	-------	-----

(注) 砕石コンクリートの場合は、粗骨材の最大寸法 25mm を監督職員の承諾を得て 20mm に変更することができる。

ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

### 第1編 3-5-3 (配合)

(コンクリートの水・セメント比)

本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。

ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等の検討を行い、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(現場配合)

本工事に使用するコンクリートを現場配合とする場合は、示方配合、及び配合試験の省略について監督職員の承諾を得ること。

## 第2章 土木工事材料

### 第2編 2-3-1 (一般事項)

細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩水が滞留することのないように留意すること。

### 第2編 2-6-1 (一般事項)

(セメント及び混和材)

コンクリート、モルタルに使用するセメントは、高炉セメントB種とする。



第4条 その他の特記事項

1 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

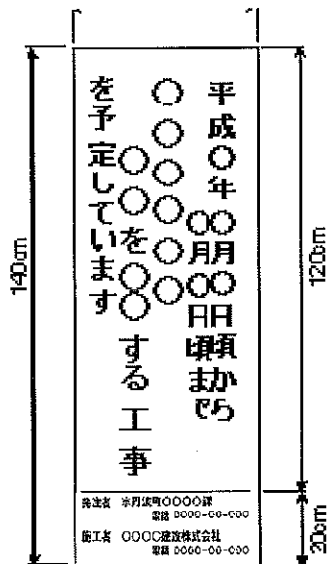
工事内容	下水道処理施設を撤去しています。
工事種別	下水道処理施設を撤去しています。

(表示板の記載例)

[工事表示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区間の起終点に設置する。</li> <li>・単線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li> <li>・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「OO工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li> <li>・「OOをしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li> <li>・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・線の余白は2mm、線幅の太さは1mm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li> </ul>



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。</li> </ul>
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。</li> <li>・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃まで」、「OOOをOOする工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。</li> <li>・工事内容については、別添を参考に記載する。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li> </ul>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。</li> <li>・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。</li> <li>・工事開始時に速やかに撤去すること。</li> </ul>



監督職員と協議によるものとし、設計変更の対象とする。

## 9 仮設工

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 15 年 4 月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

上記において、「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり、手すり先行工法の足場を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

## 10 管路工

本工事に使用するエアームタルの配合は、下表のとおりとし、これによらない場合は監督職員の承諾を得ること。

1.0m<sup>3</sup> 当り

セメント	砂	気泡剤	水	エア一量	備考
340kg	680kg	3.4kg	224kg	40%	

## 11 建築物等の解体作業等におけるアスベストの適切な対応について

### (1) 処理を行う範囲

便所天井仕上 石綿珪酸カルシウム板

### (2) 施工調査

石綿含有成形板の撤去に当り、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し、監督職員に提出すること。

#### ①アスベスト成形板使用部位の確認

記載上の成形板及びその使用範囲以外について監督職員と協議のうえ確認を行うこと。

#### ②アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認

#### ③アスベスト成形板使用数量の確認

#### ④施工範囲等の確認

### (3) 確認方法

成形板製造年等の確認を行うものとする。なお、X線解析法の調査は当初計上していないため、製造年等の確認後、実施について監督職員と協議するものとする。

### (4) 処理方法

作業は「建築物解体工事共通仕様書平成 18 年度版（国土交通省）」及び「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に従い、あらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。

## 12 機械設備機器撤去

機械設備は全て撤去するものとしている。当施設の撤去機器は以下のとおりであり、現地条件と異なる場合は撤去前に監督職員に報告すること。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

No.	名称	台(基)数
1	自動荒目スクリーン	1
2	自動荒目スクリーンカバー	1
3	沈砂排出ポンプ	1
4	破砕機	1
5	細目スクリーン	1
6	細目スクリーン角落し	1
7	破砕機角落し	1
8	砂溜槽角落し	1
9	原水ポンプ	2
10	電磁流量計	1
11	バッフル	4
12	接触ばっ気槽第1・2室接触材(A)	22.3m <sup>3</sup>
13	接触ばっ気槽第1・2室接触材架台(A)	2
14	接触ばっ気槽第1・2室接触材(B)	22.3m <sup>3</sup>
15	接触ばっ気槽第1・2室接触材架台(B)	2
16	接触ばっ気槽散気装置(A)	4
17	接触ばっ気槽散気装置(B)	1
18	接触ばっ気槽第1逆洗装置	3
19	接触ばっ気槽第2逆洗装置	2
20	消泡装置	2
21	センターウェル	1
22	沈殿槽汚泥引抜ポンプ	1
23	スカムスキマー	1

No.	名称	台(基)数
24	沈殿槽越流トラフ	1
25	消毒器	1
26	迂流板	1
27	放流ポンプ	2
28	汚泥濃縮貯留槽散気装置	1
29	バッフル	1
30	汚泥貯留槽散気装置	1
31	ブルワ(常用)	2
32	ブロワ(予備)	1
33	ヘッダー管	1
34	流量計	2
35	吸気消音ダクト	1
36	前処理室吸気排風機(吸気用)	1
37	前処理室吸気排風機(排気用)	1
38	流入部排風機(局所排気)	1
39	土壌脱臭用排風機	1
40	ブロワ室換気扇	1
41	階段室排風機	1
42	管理室換気扇	1
43	便所排風機	1
44	倉庫換気扇	2
45	可搬式汚泥ポンプ	1
46	土壌脱臭装置	1

### 13 電気設備機器撤去

電気設備は全て撤去するものとしている。当施設の撤去機器は以下のとおりであり、現地条件と異なる場合は撤去前に監督職員に報告すること。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

No.	名称	台(基)数
1	引込開閉設備	1
2	制御盤	1
3	計装盤	1
4	電磁流量計	1
5	発電機	1
6	屋外コンセントボックス	1

引き込み設備の撤去は事前に関西電力(株)と調整を行うこと。メーター以降は本工事の撤去対象としている。関西電力(株)との調整により工事範囲に変更が生じた場合は、撤去前に監督

職員に報告すること。なお、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

#### 14 洗浄・消毒

水槽解体前に全ての水槽内部を洗浄し、洗浄後に消毒すること。なお、消毒面積は 465m<sup>2</sup> を計上している。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

#### 15 その他の撤去

現地条件と異なる場合は撤去前に監督職員に報告すること。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

### 第3章 受注者相互の協力

#### 3-1 関連工事の調整

本工事に一部重複・接近して、管路工事その1及びその2工事を別途発注しており、解体に際しては、新設下水道管路が接続され、町の部分検査が完了次第着手出来る。

### 第4章 工事現場発生品

#### 4-1 工事現場発生品

在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下表の場所まで運搬の上引渡しするものとする。

現場発生品	引渡場所
水道メーター	京丹波町水道課

### 第5章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

#### 5-1 段階確認

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。

種別	細別	施工段階（確認時期）
処理施設	水槽部	解体完了後埋戻し着手前

### 第6章 工事中の安全確保

#### 6-1 近接施工

1 下表のとおり処理施設内に地下埋設物等があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

3 下表以外の占用物があった場合は、すみやかに監督員と協議すること。

施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
----	-----	------	----	--------

下水管	京丹波町水道課	町道須知市森線から流入		
水道管	京丹波町水道課	隣地施設から引込み	要	無
関電ケーブル	関西電力	町道須知市森線から引込み	不要	無
NTTケーブル	NTT	町道須知市森線から引込み	不要	無

## 6-2 占用設備等の管理者

設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

㈱NTT-ネオメイトみやこ 京都アクセス設備運営担当

TEL 0773-24-5671 (地下埋設管)

TEL 0773-24-6081 (電柱・ケーブル)

FAX 0773-25-0705

関西電力 京都営業所

TEL 075-497-1141 (配電線)

関西電力 福知山営業所

TEL 0773-22-3101 (配電線)

京丹波町水道課

TEL 0771-83-9105 (水道係・仕切弁等)

TEL 0771-83-9105 (下水道係・人孔等)

## 第7章 交通安全管理

### 7-1 安全対策費

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所管警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

### 7-2 安全施設類

1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

2 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
現場出入口	62名

## 第8章 施工時期及び施工時間の変更

### 8-1 施工時間

施工時間は、昼間施工とするが、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

## 第9章 仮設工

### 9-1 足場工

受注者は、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

## 第10章 その他

### 10-1 諸経費の調整

近接工事における諸経費調整は行わない。

### 10-2 準備費

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

### 10-3 地元対策

土砂運搬等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空き缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

### 10-4 工事書類の簡素化

別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

別添「土木工事書類一覧表」

運搬管理表の様式 (例)

運 搬 管 理 表

工事名	
工事番号	
運搬物の 名称・規格	

現場代理人	監理(主任) 技 術 者

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェ スト 交付番号	備考
合計									

- 注1) 本様式は例示である。  
 注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。  
 注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。  
 注4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)  
 注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。  
 注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディーミクストコンクリートの場合に記入する。  
 注7) 品質管理欄は、レディーミクストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。  
 注8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。  
 注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、  
 検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例1 (生コンクリートの例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇号の〇〇の〇
運搬物の 名称・規格	レディーミクストコンクリート (18-8-40 高炉)

現場代理人	監理(主任) 技 術 者

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェ スト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m <sup>3</sup>		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m <sup>3</sup>	8.0m <sup>3</sup>	9:30	10:10			
H16.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m <sup>3</sup>	3.5m <sup>3</sup>	15:00	15:40	○		
合計				11.5m <sup>3</sup>					



運搬管理表の記入例1 (生コンクリートの例)

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇
運搬物の 名称・規格	コンクリート殻(無筋)

現場代理人	監理(主任) 技 術 者

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りまげ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェ スト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800kg	0.970 t					12345678	
H16.1.15	い 56-78	9800kg	0.968 t	1.938 t				12345679	
H16.1.16	あ 12-34	9800kg	0.850 t	0.850 t				12345680	
合計				2.788 t					